

愛労委令和2年（不）第6号事件
（7条2号）

1 事案の概要

本件は、申立人組合が令和2年4月29日に申し入れた団体交渉（以下「団交」という。）について、被申立人会社が合理的な理由なく拒否したことが、労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号に該当する不当労働行為であるとして、同年5月19日に申立てがされた事件である。

2 本件の争点

会社による組合からの令和2年4月29日付けの団交申入れに対する対応は、労組法7条2号の不当労働行為に当たるか。

3 主文の要旨

- (1) 会社は、組合が令和2年4月29日付けで申し入れた団交に誠実に応じなければならない。
- (2) 会社は、組合に対し、組合からの令和2年4月29日付けの団交申入れに対する会社の対応が不当労働行為であると認定された旨の文書を交付しなければならない。

4 判断の要旨

- (1) 団交は、労使双方が同席、相對峙して自己の意思を円滑かつ迅速に相手に直接伝達することによって、協議、交渉を行うことが原則であり、労使双方の合意がある場合又は直接話し合う方式を採ることが困難であるなど特段の事情がある場合を除いては、書面の回答により団交が実施されたことにはならないというべきであるから、本件においては、直接話し合う方式を採ることが困難であるなど特段の事情の存否について検討する。
- (2) 会社は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため可能な限り移動、面会による会議等を避けるよう求められていた令和2年4月及び5月における社会状況により、対面による交渉に応じなかった旨主張する。

確かに、この時期には、人と人との接触機会を7割から8割削減することを目指した外出自粛が要請されるなど、対面による団交開催について躊躇を覚える状況であったといえる。

しかしながら、この時期においても開催時期の延期の提案や感染対策を講じた上で

の団交開催が一概に不可能であったとはいえ、現に、会社は、組合が候補日とした同年6月1日と、ほぼ同時期である同年5月末頃に他の労働組合との対面による団交を開催したことが認められ、本件においても、組合との間において対面による団交を開催することが可能であったものといえる。

組合は、組合側の出席者を一、二名程度とし、さらに、「密閉・密集・密接」を避けた上で労使双方の出席者を二名ずつとするとともに、その時点における国及び愛知県の緊急事態宣言の期間満了後である同年6月1日を候補日とする提案をしており、このような組合による開催方法は、当時の新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る社会状況に対応したものであって会社に対して費用等の過大な負担を課すものではなく、会社にとって特に困難なものとは認められない。これに対して、会社は、組合に対する計3回の回答文書において、開催延期の提案や感染対策を講じた上での団交開催を一切提案せず、対面による団交を開催するに及ばない旨述べているに過ぎない。

- (3) 以上のことからすれば、本件において組合と直接話し合う方式を採ることが困難であるなど特段の事情は存在しなかったというべきであり、組合に対する、計3回の回答文書による会社の対応は、正当な理由のない団交拒否であると評価せざるを得ない。
- (4) したがって、会社による組合からの令和2年4月29日付けの団交申入れに対する対応は、労組法7条2号の不当労働行為に当たる。